

住民票の写しなどを第三者に交付したことを本人に通知します

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を第三者に交付したときは、事前に登録された人に対して交付した事実を通知する「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を8月1日から開始します。

全国的に、偽造請求書を使用して、住民票の写しや戸籍謄抄本などを不正に取得する事件が発生しており、本制度によりこのような不正取得の抑止や、個人の権利侵害を防止する効果が期待されます。(登録者に交付の可否を確認したり、第三者に交付ができないようにする制度ではありません。)

利用には事前登録が必要です

●対象者

- ・村上市の住民基本台帳に登録されている人または記録されていた人
- ・村上市の戸籍に記載されている人または記載されていた人

●対象となる証明書

- ・住民票の写し(消除された住民票を含む)
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍の附票の写し(除かれた戸籍附票を含む)
- ・戸籍謄本、抄本(除かれた戸籍を含む)
- ・戸籍(除籍)記載事項証明書

●通知する内容

- ・交付年月日
- ・交付した証明書の種別および通数
- ・交付請求者の種別(代理人、代理人以外の第三者)

●登録申し込みに必要なもの

- ①本人通知制度事前登録申込書
 - ②本人確認ができるもの(運転免許証、旅券、顔写真付き住基カードなど)
- ※代理人による申請の場合、①+②(代理人のもの) + 委任状が必要です

●登録受付窓口

市民課または各支所地域振興課市民生活室

●受け付け開始日

8月1日(金)

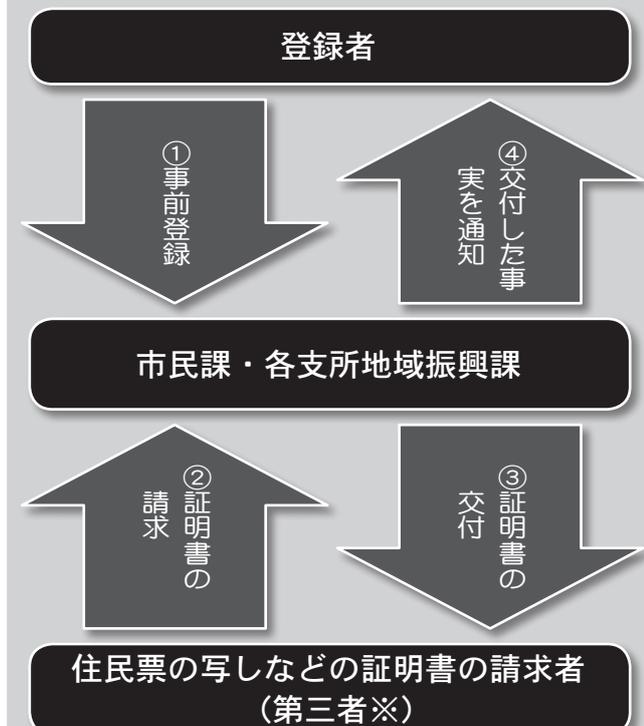
●登録期間

5年間
※期間満了3か月前から継続の申し込みができます

●その他

- ・登録申込書は、7月15日(火)から登録受付窓口を設置します。また市のホームページからもダウンロードできます。
- ・市外に住んでいる人や病気などのやむを得ない事情のある人は、郵送での申し込みもできます。

本人通知制度の流れ



※第三者とは、本人の代理人や弁護士、司法書士などで、第三者からの証明書の請求と交付は、法令に基づいて行われています

受け付けは、**8月1日(金)からです。**

●問い合わせ

市民課市民年金室
☎ 53・2111
(内線282)



市民年金室 米森